# 規制の事前評価書(簡素化)

法律又は政令の名称:消防法施行令の一部を改正する政令案等

規制の名称: 畜舎における消防用設備等の設置基準の見直し

規制の区分:新設、改正(拡充、(緩和))、廃止※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局:総務省 消防庁 予防課

評価実施時期:令和 4年 1月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件:<u>ii\_\_\_</u>

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

#### 表1:簡素化した規制の事前評価の該当要件

## 番号 | 該当要件 規制の導入に伴い発生する費用が少額 i 遵守費用が年間10億円(※)未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投 資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程 度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載するこ ہ ع 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ii 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているも の。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の 中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ▶ 「4.副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響(社会に 対する負の影響)が小さいことを記載すること。

#### iii

#### 国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの

国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。

● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

İν

#### 国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの

我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。

● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること

٧

### 科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの

研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。

ただし、規制の導入により副次的な影響(重要な効果(便益)の喪失、重要な行動変容(代替)等)(※)が発生する可能性があるものについては適用しない。

- ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。
- 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響(重要な効果(便益)の喪失、重要な行動変容(代替)等)がないことを記載すること。

vi

#### 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの

事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間(3か月~半年程度経過)後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。

● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。

Vİİ

#### 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの

- ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。
- ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。
- 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

## 2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡 潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5~10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。 (現状をベースラインとする理由も明記)

現行の消防法令において、いわゆる畜舎は、消防法施行令(以下「令」という。)別表第一(15)項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となるが、実際には、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、令第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置が免除されている例が多い(畜舎全体の8割弱が令第32条の特例適用により消火器のみを設置)状況である。

#### <特例の適用状況(※)>

消火器のみ: 1875 件 (77.5%)、消火器及び誘導灯又は誘導標識: 238 件 (12.6%)、その他: 171 件 (9.0%)、適用していない 16 件 (0.8%) ※「畜舎に係る消防法施行令第 32 条の適用事例の報告について」(令和 2 年 9 月 18 日消防予第 314 号)

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題及びその発生原因】

消防庁では技術的助言通知として、令第32条の適用に際しての要件に係る質疑応答(昭和53年消防予第17号及び昭和54年消防予第229号)を示しており、各消防本部おいては、当該技術的助言の内容に沿って、運用がなされてきたところ。

当該技術的助言では、当該防火対象物の位置が、出火した場合に他への延焼のおそれが少ない場合には、消火器を設置すれば足りるとすること等が示されており、したがって、周囲に住宅地、山林や建築物等がある場合や、過去に大きな火災が発生したことがある場合などを除き、特段の理由がある場合を除いては、令第32条が適用されているケースが多い。

令第 32 条の適用可否については、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断によるため、畜舎を設計・建設をする際に消防用設備等に係るコストを予見することが困難であり、また、適用の判断までに時間がかかるケースもあることから、事業者の新規投資の障害となる可能性がある。

他方、管轄消防本部においても、令第 32 条に基づき、畜舎について消防用設備等の設置を免除するにあたり、統一的な基準がなかったため、それぞれの畜舎について個別に審査を行う必要があり、適用の判断までに数か月要するケースもあることから、そのための行政コストが発生している。

#### 【課題解決手段の検討】

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、一定の要件を満たした畜舎について建築基準法の適用を除外するための所要の法整備を行うこととされたことを受け、第204回国会において畜舎新法が制定された。

また、同計画において、「消防法(昭和23年法律第186号)に基づく各地域の規制の実態を調査し、(中略)規制の見直しを行う必要があるか検討を行う」とされたことを契機として、消防庁では、畜舎における消防法令の適用状況に係る調査を実施するとともに、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」(以下「検討部会」という。)を開催し、技術的な検討を進めてきたところである。

その結果、いわゆる畜舎の多くは令第32条に基づく特例が適用されていることが確認され、 実態に即して合理的で統一的な基準を定める必要があるとの結論に至ったことから、今般、所要 の改正を行うものである。

なお、改正により定める特例基準は、火災による危険性が低い畜舎※を対象とし、当該畜舎の構造や関連する施設の形態、従業員の数や滞在時間等の実態に応じた合理的なもので、現在の令第 32 条に基づく特例の適用状況を踏まえた最低限の内容とすることから、火災予防の安全性にも配慮したものである。

#### ※以下の条件を満たす畜舎

- ①出火の危険や避難上の支障が少ないこと。特に、人命危険のおそれが極めて少ないこと。
- ②畜舎の周囲に十分な空地を保有する等、出火した場合に他への延焼のおそれが少ないこと。

#### 【規制以外の政策手段の内容】

非規制による課題解決として、消防本部に対して令第 32 条の適用可否について運用通知を発 出することも考えられるが、通知には強制力はなくあくまで消防本部ごとの判断に委ねられるこ とに変わりなく、根本的な課題解決に至らない。

#### 【規制の内容】

上記の課題を解決するため、消防法施行令を改正し、実態に即した合理的で統一的な特例基準 (畜舎に係る消防用設備等の設置免除の基準)を定める。

#### <主な特例基準>

#### 〇 消火器具

実態に応じて設置基準を緩和する。

(現行基準)	(緩和基準)
各部分から20メートルごとに配置する。	専ら家畜の飼養又 排泄物の処理若しくは保
	管の用に供する部分を除く各部分から 20 メ

ートルごとに配置する。

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備

(現行基準)	(緩和基準)
防火対象物の面積、階、構造等により設置	設置を不要とする。
する。	

○ 自動火災報知設備・非常警報設備

原則、設置は不要とする。ただし、畜産経営のための簡易な事務等を行う居室が設けられる場合において、当該部分が一定規模以上となる場合は、出火の危険や避難上の支障(特に人命危険のおそれ)に鑑み、設置を必要とする。

### 3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することでが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和 したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が 生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す ることが求められる。

前述のとおり、畜舎においては、令第 32 条の規定に基づく特例を適用し、既に消防用設備等の設置が免除されている例が多い状況 (92.8%) である。

今般の改正はこのような実態に即して、明確に消防法令としての特例基準を設けるものである ためにモニタリングの必要性は生じない。

一方、畜産関係者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた 準備に要する費用※が発生する。

※周知用のリーフレット作成に係る費用(データ作成費) 約 200,000 円

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

前述のとおり、畜舎においては、令第 32 条の規定に基づく特例を適用し、既に消防用設備等の設置が免除されている例が多い状況(畜舎全体の 92.8%)である。

今般の改正は、そうした現状を踏まえて合理的で統一的な基準(緩和規定)を改めて法令として定めるものであり、事業者や消防本部等に対して新たに義務を課すものではないため、副次的・波及的な影響は見込まれない。一方、統一的な特例基準を定めることによる副次的な影響として、令第32条の適用可否について、管轄消防本部の消防長・消防署長が判断するためのコストが軽減されることが見込まれる。

## 5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」(部会長:関澤愛 東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授)の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。

なお、規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の「施行時期を目途として、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正を基本に、畜舎における特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する」こととされた。

## 6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した 規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にして おくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえることとする。

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を行うものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

畜舎における火災の状況について件数、焼損面積、損害額、出火原因等を分析することにより 把握を行う。また、令第32条の適用状況についても調査を行う。